

年金受給資格期間を10年に短縮することを求めることについて

要 旨

膨大な数の無年金・低年金者がいることは公的年金制度の問題のひとつであり、受給資格期間が長すぎるのが要因としてあげられる。国民が安心して老後を過ごせるよう、年金受給資格期間を現行の25年から10年に短縮することを求める。

理 由

公的年金制度の問題のひとつは、膨大な数の無年金・低年金者がいることです。厚生労働省の資料でも受給資格期間25年を今後満たす見通しのない人を含めて無年金者は118万人です。その要因にあげられるのは長すぎる受給資格期間です。

また、この間、終身雇用制度から転職を繰り返して定年を迎える労働者が多くなるなど労働環境が大きく変わりました。こうした中では長期にわたる年金記録期間が「消えた年金問題」の原因ともなります。

無年金者を生み出す原因の一つである25年の受給資格期間を10年に短縮し、国民が安心して老後を過ごせるようにするため、各機関に対し、下記についての意見書を採択し、送付されますよう陳情いたします。

陳情項目

1. 年金受給資格期間を現行の25年から10年に短縮すること。

平成23年11月16日

陳 情 者 大仙市大曲住吉町3-42

全日本年金者組合秋田県本部大曲支部

執行委員長 石 渡 志 夫

大仙市議会議長 鎌 田 正 様